

静岡県知的障害者福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、静岡県知的障害者福祉協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を静岡市内に置く。

(目的)

第3条 当会は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会と連携して、県内の知的障害者（児を含む）の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障害者に関する療育・支援に関する研究
- (2) 知的障害関係施設・事業所の経営、運営に関する調査研究
- (3) 知的障害関係施設・事業所職員の育成研修等
- (4) 知的障害者福祉の社会啓発及び普及事業
- (5) 関係機関並びに関係団体との協力、連携
- (6) 自然災害等により被災した知的障害者及びその家族並びに施設・事業所等への支援
- (7) 会員相互間の情報交換・親睦及び功労者の表彰
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

(機関)

第6条 当会は、その機関として会員総会、理事会及び監事を置く。

2 前項の機関の構成、役割及び選任については、静岡県知的障害者福祉協会定款施行細則（以下「施行細則」という。）の定めによる。

第2章 会員及び会費

(種別)

第7条 会員の種別は、正会員及び準会員とする。

2 会員の資格等に関する必要事項は、会員総会の決議により施行細則に定める。

(入会)

第8条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、会員総会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認があったときに正会員又は準会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び準会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第21条第2項に定める会員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当会の名誉を傷つけ又は当会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員の所属する施設・事業所が閉鎖したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当会は、会員の氏名及び施設・事業所の名称並びに所在地を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(種類)

第15条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

(構成)

第16条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第17条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任及び解任
- (6) 定款の変更
- (7) 諸規程の制定及び改廃
- (8) 役員の報酬の額又はその規程
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 解散

- (1) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (2) 理事会において会員総会に付議した事項
- (3) その他、当会の運営に関する重要な事項
(開催)

第18条 定時会員総会は、毎年2回、毎事業年度終了前1か月以内及び毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

- 2 前項の場合において、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ会員総会の承認を得て定めた順位に従い、副会長がこれを招集する。
- 3 会員総会を招集するには、開催日の1週間前までに会員に対して書面で通知を発するものとする。

(定足数)

第20条 会員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第21条 会員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他定款で定めた事項

- 3 正会員は、当会の正会員又は正会員の所属する事業所の職員を代理人として議決権を行使できる。ただし、この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第22条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれに代わる。

(議事録)

第23条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数、または理事の氏名
 - (4) 書面表決者及び表決委任者の数
 - (5) 決議事項
 - (6) 議事の経過及び発言者の発言要旨
 - (7) 決議事項の議事の結果
- 2 議事録には、議長及びその会員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

3 議事録は、作成日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第24条 当会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内

(2) 監事 2名

2 役員は、監事を除き、正会員である管理者とする。

3 理事の内1名を会長、4名を副会長とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって承認する。ただし、選出方法は、施行細則に定める。

2 会長、副会長及び理事は、正会員の互選とする。ただし、選任の方法については施行細則に定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事は、社会福祉事業に知識経験を持つ者から選任する。

(理事の職務権限)

第26条 会長は、当会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、その業務を執行する。

3 理事は、当会の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、会員総会に出席し、監査報告を行う。

(任期)

第28条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員による役員任期は、現任者の残任期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、会長の任期は、3期6年までとする。

(解任)

第29条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員報酬等は、会員総会の決議をもって定める。

2 理事は、無報酬とする。ただし、交通費等は、会員総会において定める旅費規程により支払うものとする。

3 監事の報酬等は、施行細則に定める。

(役員責務)

第31条 理事又は監事は、善良な管理者の注意をもって、職務を遂行するものとする。

(顧問及び相談役)

第32条 当会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役の職務は、会長の相談に応じることとする。

3 顧問及び相談役の選任は、会員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役の人選等の取り扱い及び報酬等は、施行細則に定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、当会の日常業務の執行及び会員総会における議案を協議し、決定する。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれに代わるものとする。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、第23条第1項の規定に準じて議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

3 議事録は、作成日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 会長は、当会の事業計画及び収支予算を毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第44条 会長は、当会の事業報告及び収支決算を毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 収支計算書及び決算の付属明細書
- (3) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、保存年限別に次の書類を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 永年保存
 - ①定款
 - (2) 10年保存
 - ①会員名簿
 - ②事業監査報告
 - ③会計監査報告

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、会員総会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 当会に事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の任免については、施行細則で定める。
- 4 事務局の組織及び運営に関しては、施行細則で定める。
- 5 事務局は、会長の選挙を担当する選挙管理委員会の事務を処理する。

第10章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会運営に必要な事項は、会員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成25年12月13日から施行する。
- 2 昭和41年4月28日に施行された静岡県知的障害者福祉協会定款は廃止する。
(静岡県知的障害者福祉協会顕彰規程の一部改正)
- 3 静岡県知的障害者福祉協会顕彰規程(平成22年12月3日施行)の一部を次のように改正する。
第9条中「常任理事会」を「理事会」に改める。

第10条中「理事会」を「会員総会」に、「出席理事」を「出席正会員」に改める。

(静岡県知的障害者福祉協会会員名簿等の作成、活用及び管理等に関する規程の一部改正)

- 4 静岡県知的障害者福祉協会会員名簿等の作成、活用及び管理等に関する規程（平成25年3月15日制定、同年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第9条中「県知協理事会」を「県知協会員総会」に、「出席理事」を「出席正会員」に改める。

- 5 この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。